

2023年1月

受益者の皆さま

りそなアセットマネジメント株式会社

**埼玉りそな・グローバルバランス・プラスE S G（愛称：SaitamaDGs）
信託約款変更に関する書面決議のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社が設定・運用する追加型証券投資信託「埼玉りそな・グローバルバランス・プラスE S G」（愛称：SaitamaDGs）について、投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

このお知らせは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下、「投信法」といいます。）に基づく法定手続きおよび投資信託約款の規定に基づく手続きの一環として、対象となる受益者の皆さまにお送りするものです。

弊社では、今回の投資信託約款の変更について、投信法に規定する「その内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当すると判断し、当該法令で定める書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。つきましては、このお知らせおよび「書面決議参考書類」をお読みいただき、本議案（投資信託約款の変更）に対する賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入いただき、弊社までご郵送ください。

なお、本議案に賛成される場合は上記のお手続きは不要です。「議決権行使書面」をお送りいただかない場合は、信託約款の規定に基づき本議案に賛成するものとして取扱われます。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

《本件に関するお問い合わせ先》

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-223351（営業日の午前9時から午後5時まで）

※お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

記

1. 投資信託約款の変更を予定している追加型証券投資信託

埼玉りそな・グローバルバランス・プラスE S G（愛称：SaitamaDGs）

※ 以下、上記を「本ファンド」といいます。

2. 予定している投資信託約款の変更内容および理由

〈変更内容〉

本ファンドの投資対象に、「RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」を追加し、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RM先進国債券マザーファンド」を投資対象から削除いたします。

〈変更理由〉

本ファンドのコンセプトは、“国際分散投資”、“埼玉県”、“ESG/SDGs”です。主要投資対象とする各マザーファンドを通じて、世界各国の債券、株式およびリートなどの資産に分散投資を行うとともに、「RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）」については埼玉県が発行する公募地方債を投資対象とすること、また、「RM国内株式E S Gマザーファンド」および「RM先進国株式E S Gマザーファンド」については ESG 関連インデックス*1に連動する投資成果を目指す運用を行うことで、本ファンドのコンセプトに沿った運用を行ってまいりました。

近年、ESG やSDGs*2への関心の高まりと共に、温暖化問題、再生可能エネルギーなどの環境プロジェクトに充当するために発行されるグリーン・ボンドや、貧困問題、女性活躍の機会増進など、社会的課題解決のためのプロジェクトに充当するために発行されるソーシャル・ボンドなどの債券（以下、「SDGs債」といいます。）の市場規模が急速に拡大しています。このような環境下、本ファンドの投資対象のうち、先進国の国債を主要投資対象とする「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RM先進国債券マザーファンド」について、米ドル建およびユーロ建で発行されるSDGs債および先進国（日本を除く）の国債を主要投資対象とする「RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」に変更することで、本ファンドのコンセプトの1つである“ESG/SDGs”がより明確となると考えております。

なお、本変更に伴う本ファンドのポートフォリオの構築プロセスについては変更ございません。

*1 ESG 関連インデックスとは、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数（配当込み）およびMSCI-KOKUSAI ESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）をいいます。

*2 「SDGs」とは、“Sustainable Development Goals”（持続可能な開発目標）の略で、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、2015年9月に国連が採択し、2030年を期限として世界が共通して取り組む目標です。世界が直面する社会・経済・環境の3側面からなる課題解決を17のゴールとし、169のターゲットから構成されています。

〈ご参考〉

① 投資対象に追加するマザーファンドの概要

ファンド名	RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	米ドル建のSDGs債および先進国（日本を除く）の国債を主要投資対象とします。
設定日	2021年5月21日
受託会社	株式会社りそな銀行

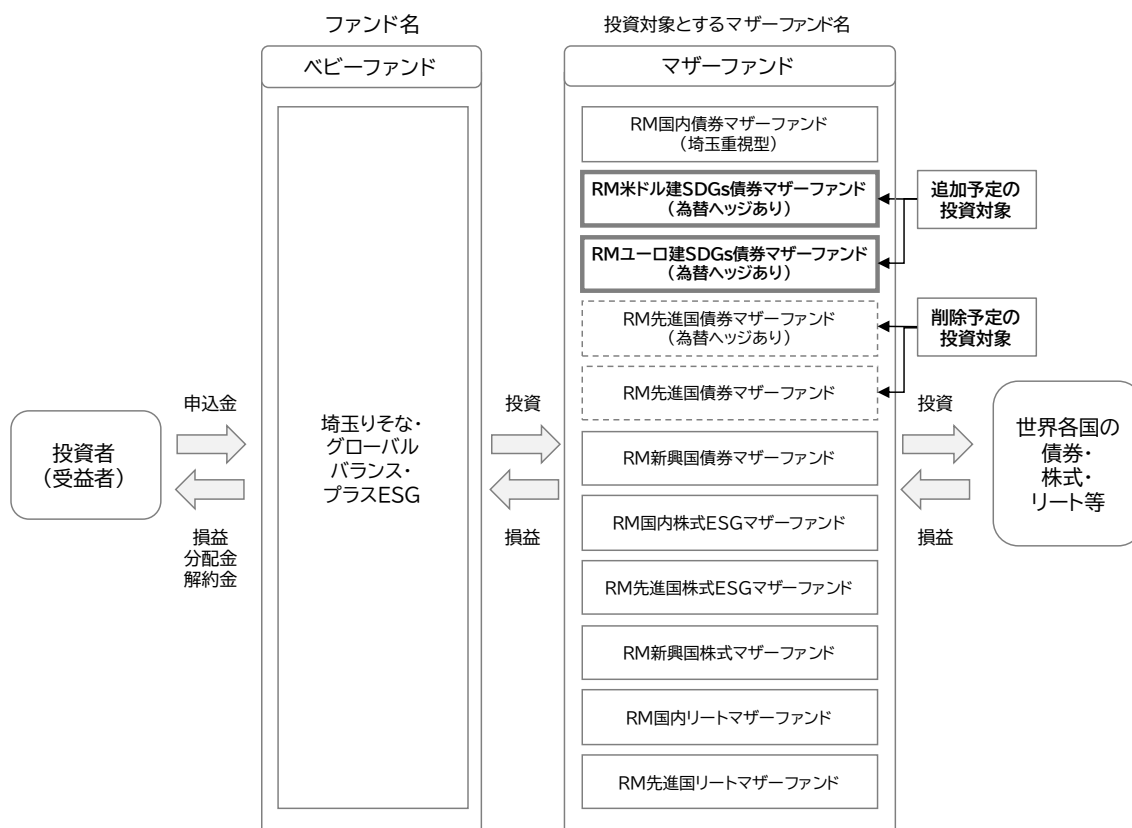
ファンド名	RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	ユーロ建のSDGs債および先進国（日本を除く）の国債を主要投資対象とします。
設定日	2021年5月21日
受託会社	株式会社りそな銀行

② 投資対象から削除するマザーファンドの概要

ファンド名	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券を主要投資対象とします。
設定日	2016年10月6日
受託会社	株式会社りそな銀行

ファンド名	RM先進国債券マザーファンド
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券を主要投資対象とします。
設定日	2015年12月11日
受託会社	株式会社りそな銀行

③ ファンドの仕組み



④ その他の変更について

書面決議の結果、上記変更の実施が決定された場合には、信託期間を無期限とする投資約款変更（重大な約款変更には該当しません。）も行い、2023年3月23日から適用する予定です。

	変更後	変更前
信託期間	<u>無期限</u> (2020年9月25日設定)	<u>2030年8月20日まで</u> (2020年9月25日設定)

3. 書面決議の手続きおよび日程

① 受益者および受益権口数の確定日	: 2023年1月23日
② 書面による議決権の行使期間	: 2023年1月23日から2023年2月24日まで
③ 書面決議の日	: 2023年2月27日
④ 投資信託約款の変更適用予定日	: 2023年3月23日

書面決議の手続きは、本ファンドの受益者を対象といたします。2023年1月23日現在の受益者（2023年1月20日以降に取得申込みをされた方、および2023年1月19日以前に解約申込みをされた方については対象外となります。）は、2023年2月24日までに弊社に対して、同封の議決権行使書面をもって、本議案に対して議決権を行使することができます。

本議案にかかる書面決議は、議決権を行使できる受益者の受益権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。本議案が可決された場合は、2023年3月23日付で本ファンドの投資信託約款の変更を適用いたします。本議案が否決された場合は、本ファンドの投資信託約款の変更は行いません。

書面決議の結果については、2023年3月1日に、弊社ホームページ (<https://www.resonam.co.jp/>) に掲載いたします。

4. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、投資信託約款の変更に対する賛否および必要事項をご記入のうえ、2023年2月24日までに到着するよう弊社宛にご郵送ください。2023年2月24日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本議案について議決権を行使されない場合（議決権行使書面のご返送がない場合）は、投資信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取り扱われますので、書面決議に関する手続きをされる必要はありません。

【ご注意いただきたい事項】

- ・ 議決権を行使される場合、必ず同封の「議決権行使書面」を使用してください。
- ・ 同一の受益者の方が本議案について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効といたします。
- ・ 本議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご送付いただいた場合、賛成されたものとして取り扱います。
- ・ 議決権行使書面にご記入いただいた内容（個人情報）は、本議案にかかる書面決議の手続きのみを利用目的とし、他の目的には利用いたしません。また、当該情報については、必要な範囲で取扱販売会社および弊社で共有させていただきます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用について】

本ファンドは、受益者からの信託契約の一部解約のお申込みに応じることができるため、当該受益者に対して公正な価格で解約代金をお支払いします。そのため、本議案が可決され投資信託約款の変更が決定した場合においても、本ファンドについて受益権買取請求の適用はございません。

なお、本変更に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、換金（解約）のお申込みを受け付けます。

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託約款の変更の案

本ファンド投資信託約款にかかる新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）、RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式ESGマザーファンド、RM先進国株式ESGマザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンド、RM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）、RM先進国債券マザーファンド、RM新興国債券マザーファンド、RM国内株式ESGマザーファンド、RM先進国株式ESGマザーファンド、RM新興国株式マザーファンド、RM国内リートマザーファンド、RM先進国リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。</p>
<p>（信託期間）</p> <p>第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了日までとします。</p>	<p>（信託期間）</p> <p>第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2030年8月20日までとします。</p>
<p>（有価証券および金融商品の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）」、「RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式ESGマザーファンド」、「RM先進国株式ESGマザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>（略）</p>	<p>（有価証券および金融商品の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）」、「RM先進国債券マザーファンド」、「RM新興国債券マザーファンド」、「RM国内株式ESGマザーファンド」、「RM先進国株式ESGマザーファンド」、「RM新興国株式マザーファンド」、「RM国内リートマザーファンド」および「RM先進国リートマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。</p> <p>（略）</p>

(削除)	(信託期間の延長) 第56条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
(運用報告書に記載すべき事項の提供) 第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。 ② (略)	(運用報告書に記載すべき事項の提供) 第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。 ② (略)
(公告) 第57条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.resona-am.co.jp/ ② (略)	(公告) 第58条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.resona-am.co.jp/ ② (略)
(信託約款に関する疑義の取扱い) 第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。	(信託約款に関する疑義の取扱い) 第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2. 受益権の内容の変更または受益権の価値への重大な影響の内容および相当性に関する事項
本変更には該当事項はございません。
3. 投資信託約款の変更がその効力を生じる日
2023年3月23日
4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件
本書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成が得られない場合は、本投資信託約款の変更は中止されます。
5. 投資信託約款の変更をする理由
〈変更内容〉
本ファンドの投資対象に、「RM米ドル建SDGs債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」および「RMユーロ建SDGs債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」を追加し、「RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」および「RM先進国債券マザーファンド」を投資対象から削除いたします。

〈変更理由〉

本ファンドのコンセプトは、“国際分散投資”、“埼玉県”、“ESG/SDGs”です。主要投資対象とする各マザーファンドを通じて、世界各国の債券、株式およびリートなどの資産に分散投資を行うとともに、「RM国内債券マザーファンド（埼玉重視型）」については埼玉県が発行する公募地方債を投資対象とすること、また、「RM国内株式ESGマザーファンド」および「RM先進国株式ESGマザーファンド」についてはESG関連インデックス*1に連動する投資成果を目指す運用を行うことで、本ファンドのコンセプトに沿った運用を行ってまいりました。

近年、ESGやSDGs*2への関心の高まりと共に、温暖化問題、再生可能エネルギーなどの環境プロジェクトに充当するために発行されるグリーン・ボンドや、貧困問題、女性活躍の機会増進など、社会的課題解決のためのプロジェクトに充当するために発行されるソーシャル・ボンドなどの債券（以下、「SDGs債」といいます。）の市場規模が急速に拡大しています。このような環境下、本ファンドの投資対象のうち、先進国の国債を主要投資対象とする「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RM先進国債券マザーファンド」について、米ドル建およびユーロ建で発行されるSDGs債および先進国（日本を除く）の国債を主要投資対象とする「RM米ドル建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」および「RMユーロ建SDGs債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」に変更することで、本ファンドのコンセプトの1つである“ESG/SDGs”がより明確となると考えております。

なお、本変更に伴う本ファンドのポートフォリオの構築プロセスについては変更ございません。

*1 ESG関連インデックスとは、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数（配当込み）およびMSCI-KOKUSAI ESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）をいいます。

*2 「SDGs」とは、“Sustainable Development Goals”（持続可能な開発目標）の略で、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、2015年9月に国連が採択し、2030年を期限として世界が共通して取り組む目標です。世界が直面する社会・経済・環境の3側面からなる課題解決を17のゴールとし、169のターゲットから構成されています。

6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実
本変更には該当事項はございません。